

平成30年度における北海道環境教育等行動計画の推進状況に関する点検結果

道では、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めるため、平成26年3月に「北海道環境教育等行動計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、行動計画に基づき、道民や民間団体等と協働して、本道の環境教育や環境保全活動等の一層の推進を図っていくこととしています。

また、行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定するとともに、行動計画の推進施策や道の関連施策の実施状況、市町村や民間における取組事例等を取りまとめ、毎年度点検し、公表することとしています。

1 行動計画における推進施策・関連施策の実施状況

◇ 行動計画においては、「人材の育成・効果的な活用」や「機会の提供・環境配慮行動の意識付け」等の6区分について、合わせて34の推進施策を掲げています。

行動計画の施策の区分(推進施策数)	
1	人材の育成・効果的な活用(4)
2	機会の提供・環境配慮行動の意識付け(6)
3	拠点機能の整備(既存施設の整備を含む)(11)
4	協働取組の推進(5)
5	情報の提供(5)
6	調査研究(3)

◇ 道では、行動計画の初年度(平成26年度)から毎年度、推進施策につながる事業(以下「関連施策」という。)を90程度実施しており、環境配慮行動や人と自然が共生する社会等をテーマに住民団体等が主催する環境学習講座に対して、道が専門家の講師を派遣する「eco-アカデミア」、各振興局において市町村や地域の民間団体等と連携して環境学習の機会を提供する「地域環境学習普及事業」、相談業務、環境教育セミナー、各主体のコーディネート等の幅広い活動を実施する「北海道環境サポートセンター」への助成等により、行動計画の総合的な推進を図っています。

また、多くはソフト事業で、中でも「機会の提供・環境配慮行動の意識付け(以下「機会の提供等」という。)」に連なるものが最も多く、この区分の推進施策が軸となり、その他の推進施策とあいまって行動計画を進めています。

2 環境保全活動、協働取組、環境教育の取組事例

- ◇ 北海道環境教育等推進協議会（北海道環境教育等推進懇談会の前身。）では、平成26年度～平成29年度において、有識者や関係機関・団体等との協働による「環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座」に参画し、「人材の育成効果的な活用」や「機会の提供等」の推進に取り組みました。

なお、同実践講座は、平成29年度においては、アクティブ・ラーニングの視点で構成された教育プログラムで水循環、河川等について体験を通じて学ぶ、「プロジェクトWE T」の指導方法を題材に開催し、受講者の実践力の向上を図りました。

- ◇ 「道内の環境保全活動、協働取組、環境教育等の取組事例(以下「取組事例」という。）」の平成29年度実績について、各市町村、北海道環境道民会議構成機関及び北海道環境保全活動推進委員等を通じて取りまとめたところ、85市町村に所在する59取組事例がありました(平成28年度取組事例数は59市町村に所在する230)。

取組事例においては、環境教育を意識しながら環境保全活動及び協働取組を行う、複合的な取組が数多く見受けられます。

また、平成27年度から積み上げてきた取組事例を、NPO法人北海道市民環境ネットワーク（きたネット）と酪農学園大学環境GIS研究室が公益財団法人自然保護助成基金の助成を受けて作成・運用する、北海道の環境保全活動のデータベースである「きたマップ」に提供することにより、取組事例の周知や環境教育・環境保全活動に役立つ情報発信に寄与しています。

3 環境配慮行動の普及状況

- ◇ 道の委嘱を受けた環境保全推進委員や市町村へのアンケート調査では、道民の環境配慮活動への意識及び実践のどちらについても、変わらない又はやや高まっているが大半を占めています。

4 環境教育等の推進に向けた意向

- ◇ 市町村へのアンケート調査結果によると、特に重要と思われる施策については、回

答数の多い順に、①機会の提供等、②人材の育成・効果的な活用、③協働取組の推進となっています。

5 今後の方向性

- ◇ 国の持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月決定）の付表である「SDGsを達成するための具体的施策」において、SDGsの17ゴールの一つである「4 質の高い教育をみんなに」につながるターゲット4.7（※）に向けた施策として環境教育の推進が掲載されています。また、行動計画においては、当初より環境教育や環境保全活動等の推進に取り組んでおり、引き続き行動計画を進めることにより、SDGsの達成を目指します。

※ターゲット4.7

2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



- ◇ 行動計画で規定する主体は、①個人、②学校等、③事業者、④地域団体・市民活動団体等、⑤市町村及び⑥道であり、行動計画の推進には、多様な主体との連携が欠かせません。また、行動計画の策定以降、SDGsや持続可能な開発のための教育（ESD）の普及啓発等に取り組む団体・機関が設立される等、関係主体は、ますます多様化しています。SDGsの「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を意識して、協働取組のより一層の推進に取り組みます。



- ◇ 行動計画の推進施策は様々な分野における環境教育や環境保全活動等から構成されており、また、SDGsは相互に波及効果をもたらすつながりがあることを踏まえ、「質の高い教育をみんなに」や「パートナーシップで目標を達成しよう」の上に、「気

候変動に具体的な対策を」、「海の豊かさを守ろう」及び「陸の豊かさを守ろう」等のゴールについても視野に入れて取り組みます。



◇ 行動計画の目指す方向は、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりの推進であり、人を育てるには継続性のある取組が必要であることから、引き続き6区分から成る34の推進施策に取り組みます。また、関連施策の多くがソフト事業であることを踏まえ、民間企業・団体との協働、赤レンガチャレンジ事業やインターネット活用等に積極的に取り組み、関連施策の安定した継続実施を図ります。そのほか、「環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座」のような、多様な主体による協働取組の実施を図ります。

◇ 環境教育等促進法（平成24年10月1日施行）については、施行後5年経過したことから、同法の附則第2条に基づき環境省により同法の施行状況の検討が行われ、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「国の基本的な方針」という。）」が、平成30年6月に変更されています。一方、行動計画についても、平成30年度末で策定後、5年を経過しますので、国の基本的な方針の変更内容や行動計画の推進状況等を踏まえ、今後、見直しの必要性について検討して参ります。また、検討に当たっては、北海道環境教育等推進懇談会等を活用する等、学識経験者や環境教育の関係者等から意見等を聴取いたします。

[行動計画における推進施策・関連施策の実施状況] 別紙1のとおり

[指標の状況] 別紙2のとおり

[取組事例] 別紙3のとおり